

事務局説明資料

周波数オークションに関する懇談会 事務局

目次

- 「周波数オークション導入に関する中間論点整理」に対する意見募集の結果概要
..... 1
- 「周波数再編アクションプラン」(平成23年9月改定版)について..... 5

「周波数オークション導入に関する中間論点整理」に対する意見募集の結果概要

総務省では、平成23年8月13日から同年9月12日にかけて、「周波数オークション導入に関する中間論点整理」に対する意見募集を実施した。この結果、119者から意見提出があった。提出者及び主な意見は以下のとおり。

意見提出者一覧

(五十音順) ※分類は事務局において便宜上設けたもの。

●通信事業者(12者)

イー・アクセス(株)、(株)ウィルコム、(株)NTTドコモ、(株)ケイ・オプティコム、(株)日本デジコム、KDDI(株)、スカパーJSAT(株)(放送事業者にも該当)、ソフトバンクグループ(ソフトバンクモバイル(株)・ソフトバンクテレコム(株)・ソフトバンクBB(株))、西日本電信電話(株)、東日本電信電話(株)、UQコミュニケーションズ(株)、Wireless City Planning(株)

●放送事業者等(16者)

朝日放送(株)、(株)秋田放送、(株)熊本県民テレビ、(株)TBSテレビ、(株)テレビ大分、(株)テレビ東京、(株)テレビ新潟放送網、(株)長崎国際テレビ、(株)福岡放送、札幌テレビ放送(株)、(社)日本民間放送連盟、西日本放送(株)、日本テレビ放送網(株)、日本放送協会、山形放送(株)、讀賣テレビ放送(株)

●メーカー(1者)

(社)情報通信ネットワーク産業協会

●その他(4者)

(株)Big Picture International等

●個人(86者)

工藤ますみ氏、小森谷和信氏、多田光宏氏、中村稔氏、山田肇氏(東洋大学経済学部)等

主な意見

※事務局において整理・要約したものであり、下線は事務局が付したものを示す。

主な意見

I はじめに	<ul style="list-style-type: none"> オークションで最高価額を入札した者は「<u>当該周波数獲得者</u>」として扱われるべき。((株)Big Picture International)
II-1 制度の導入目的	<ul style="list-style-type: none"> <u>最高価格を提示したものが電波を効率的に利用できるという意見に賛成できない</u>。利用者負担が転嫁され、電波が有効利用されないのではないか。(札幌テレビ放送(株)、同旨:(社)情報通信ネットワーク産業協会) 周波数オークション制度の導入目的は、<u>電波の有効利用の推進及び免許手続の透明性・迅速性の確保などを基本的なものとするべきであり、財政収入増加、新規参入・競争促進等は、反射的・派生的なものとするべき</u>。(日本放送協会) <u>周波数オークションが競争を阻む制度にならないか非常に懸念</u>。モバイル市場の競争環境を踏まえてオークションの可否を検証いただきたい。(イー・アクセス(株)) <u>モバイル事業の活性化実現のための周波数有効利用を図る施策を要望</u>。((株)ケイ・オプティコム) 周波数オークションでは“電波の有効利用”は経済的効率性などに偏って機能する可能性が強く、<u>公共性や社会的役割が強く求められ、安定的な事業継続が重要な放送事業では、これを主目的とするべきでない</u>。(讀賣テレビ放送(株)) <u>まだ論点の多く残るオークション制度を早急に導入しなくても、電波の有効利用は、意見募集、技術的な検討、比較審査などによって十分実現できるのではないか</u>。((株)TBSテレビ)

	<p>主な意見</p>
<p>II-2 対象範囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の使用している無線システムには、災害対策用の他に、周波数帯を共用し、かつ干渉調整を要するもの、ユニバーサルサービス提供義務に基づくもの、「災害対策基本法」の指定に基づいて山間地・離島などへ提供しているものなどがあるところ、<u>通常の市場活動を越えた無線局であることからオークション制度にはそぐわないと考える。</u>（東日本電信電話（株）、西日本電信電話(株)） ・放送の社会的役割を踏まえると、<u>番組伝送等の周波数も含めて、放送を周波数オークション制度の対象に含めるべきでない。</u>（朝日放送(株)、同旨:その他放送事業者、(社)日本民間放送連盟） ・<u>オークションの対象に関する検討の際は、NHKの唯一の公共放送としての使命、位置づけに配慮いただきたい。</u>（日本放送協会） ・<u>人工衛星の無線局は、オークションの対象外とすべき。</u>（日本放送協会、同旨:スカパーJSAT(株)、(株)日本デジコム、日本放送協会） ・<u>既存の活用されている周波数帯はオークションの対象外とすることを明確にして欲しい。</u>（法人） ・東日本大震災の経験を踏まえると、<u>通信と放送が果たす重要性、社会的影響力は同等。</u>通信・放送の融合の進展、米国・英国で放送用周波数についてオークション実施例があることを踏まえると、<u>放送帯域と通信帯域は同等の扱いとすべき。</u>（ソフトバンクグループ、同旨:(株)ウィルコム、Wireless City Planning(株)） ・<u>放送や人工衛星無線局についても検討を行うべき。</u>（イー・アクセス(株)） ・<u>放送局を対象とした周波数オークションを導入すべき。</u>（個人、同旨多数）
<p>II-3-(1) オークション落札者の地位</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>落札者は免許を排他的に申請できる法的地位を得る者であって、審査を受けて無線局の開設が可能となるという考え方は妥当。</u>（日本放送協会） ・<u>オークションが導入された場合にも、効率的な周波数利用を維持するための技術基準やガードバンドなどのルールの検討が必要。</u>（(株)UQコミュニケーションズ、同旨:イー・アクセス(株)） ・『免許手続きの透明性』に加えて<u>審査の透明性確保の方法も検討すべき。</u>（(社)情報通信ネットワーク産業協会） ・落札者の事業を妨害しないよう、<u>行政による審査は最小限にとどめるべきであり、落札者を免許人とすべき。</u>（山田肇氏） ・払込金の支払いは、<u>申請が認められた際に払い込むものとするべき。</u>（小森谷和信氏）
<p>II-3-(2) 有効期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>申請できる地位の有効期限については、申請により消滅とするべき。</u>この場合の再免許の申請については、<u>再免許を申請できる地位を免許人の地位に付随するものとして与えるべき。</u>（小森谷和信氏） ・<u>落札者の法的地位と免許の有効期限は統一的にすべき。</u>投資回収期間を踏まえ、免許期間は十分長い期間とすべき。その際、周波数再編を妨げない仕組みづくりも合わせて議論して欲しい。（イー・アクセス(株)、同旨:(株)NTTドコモ、(株)Big Picture International）

	主な意見
II-3-(3) 有効期間経過後 の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者・事業者双方への負担などを考慮に入れると、<u>再免許の際の周波数オークションは実施すべきではない。</u>((株)NTTドコモ、同旨:放送事業者) ・将来的な周波数再編の必要性、技術進歩の予測に基づきオークション制度を運用するのであれば、<u>有効期間経過後の取扱いを検討する必要はない。</u>有効期間経過後にオークションの対象とすることを前もって示しておけば十分。(山田肇氏) ・再免許にオークションを実施することについては、<u>事業者の投資に対する補填や消費者保護などを議論すべき。</u>(イー・アクセス(株))
II-4 払込金の位置づ け・会計方法	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>払込金は資産性があるとの整理については妥当。</u>(イー・アクセス(株))
II-5 オークション収入 の使途	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>無線局から徴収される費用が電波関連以外に使われる場合には、慎重に議論すべき。</u>(東日本電信電話(株)、西日本電信電話(株)、朝日放送(株)) ・<u>オークション収入は利用者への賦課金であるという視点からの検討が必要。</u>(イー・アクセス(株)、同旨:(株)Big Picture International) ・<u>国家財政の立て直しや震災復興に使うべき</u>(個人複数)
II-6 電波利用料制度 との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>電波利用料は電波利用共益事務のための費用として始まっているものであり、市場原理を根本とするオークション制度と絡めることは不適切。</u>双方は切り離して議論すべき。((株)TBSテレビ、同旨:読賣テレビ(株)) ・<u>オークション払込金とは別に電波利用料を課すことについては慎重な議論が必要。</u>電波利用料制度を大きく変更することは避ける方向で検討すべき。((社)日本民間放送連盟、同旨:放送事業者) ・オークションを導入する場合は、<u>現行の電波利用料の見直しは必須。</u>(イー・アクセス(株)) ・<u>オークションで新規に周波数割当を受ける事業者(落札金及び電波利用料)と、既に周波数割当を受けている事業者(電波利用料)との間の負担におけるイコールフットイングを担保し、モバイル事業に参入するインセンティブが働く制度設計が必要。</u>((株)ケイ・オプティコム)
II-7 外国資本の位置 づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・安全保障、電波の希少性、通信や放送の社会的・文化的な役割等を踏まえれば、<u>周波数オークション制度を電波法や放送法における外資規制と同様の観点から位置づけることが適当。</u>(読賣テレビ放送(株)) ・対外直接投資や技術・文化の輸入などは日本にとって有益。現在、<u>電気通信業務用の無線局は外資規が行われていない以上、周波数オークションについても規制を行うべきでない。</u>((株)Big Picture International) ・<u>周波数オークションを実施するにあたっては、安全保障等の観点から外資規制を実施すべき。</u>(個人複数)
II-8-(1) 落札額の高騰防 止	<ul style="list-style-type: none"> ・落札額の高騰によってサービス利用料の高騰、経営の圧迫、国民負担の増大が懸念されるため、<u>防止策を設けることは非常に重要。</u>((株)ケイ・オプティコム、同旨:イー・アクセス(株)、日本放送協会) ・<u>落札者は投資回収のために経営努力を行うのであるから、安定的なサービス提供の確保等に対する危惧は非現実的である。</u>(山田肇氏)
II-8-(2) 公正競争の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・周波数の数量制限等の<u>公正競争を担保する制度は導入するべきである。</u>(イー・アクセス(株))

	<p>主な意見</p>
<p>II-8-(3) その他制度運用上の論点</p>	<ul style="list-style-type: none"> 参加資格を課すことには賛成。<u>透明性確保のため、要件審査の透明性、資格要件に適合しない者の公表手段・内容、不服申し立てへの対処等について検討すべき。その際、手続の迅速性の確保に留意すべき。</u>（(社)情報通信ネットワーク産業協会） <u>技術革新の動向やビジネスモデルの有効性を事前に見通すことは困難</u>であるため、オークションへの参加資格は設定する場合でも最小限にすべき。（(株)Big Picture International） 電波の有効利用には技術的能力、財務的基礎等が必要だが、それを事前審査するのではなく、<u>一定の条件を付し、事前に落札後一定期間経過後もこれらの条件を充足できない場合には免許を取り消すことを表示しておけばよい。</u>（山田肇氏） <u>オークション実施方法や条件の詳細は、対象周波数、想定される無線システム等々により個別に定めるべき。その際、事前情報の共有、技術の将来拡張可能性、想定していない干渉問題について考慮することが必要。</u>（(株)NTTドコモ） <u>周波数オークションでは、事業者は電波利用に対する対価を負担することから、落札事業者が自由に周波数を活用し、創意工夫できる環境の整備が望ましく、NVNOへの接続義務について現行制度以上に課す必要はない。</u>（(株)NTTドコモ） <u>周波数オークションによる参入事業者に対し、MVNOへの開放義務やSIMロック解除義務などを課すことで、市場の活性化を常に図ることは重要。イコールフットィングの観点から、既存の周波数割当事業者にも同様の義務を課すべき。</u>（(株)ケイ・オプティコム） 公正競争の確保を踏まえると、<u>オークション落札者以外の事業者(MNOを含む)への開放義務付けは必要。</u>（イー・アクセス(株)）
<p>II-9 その他:二次取引制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> 落札額の高騰、安定したサービス提供の支障となる可能性があることから、<u>二次取引の禁止を要望する。</u>（東日本電信電話(株)、西日本電信電話(株)） <u>二次取引は電波の有効利用を促進するものであることから、許可されるべきものであるし、条件を付すとしても最低限のものとするべき。</u>（(株)Big Picture International） <u>二次取引を認める場合にその対象となる地位又は権利としては、免許人の地位を対象とすべき。</u>（小森谷和信氏）
<p>III 今後の検討の進め方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <u>第4世代携帯電話(3.4GHz～3.6GHz)をモデルケースに検討を行うことに賛成。</u>（イー・アクセス(株)） <u>700/900MHz帯から周波数オークションを導入すべき。</u>（(株)Big Picture International、同旨:多田光宏氏、山田肇氏）
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <u>モバイルの参入促進・市場活性化のためにも、制度設計と競争政策を一体的に考えていくべき。</u>（(株)ケイ・オプティコム） 周波数オークションの検討で諸外国の事例を参考にする際には、<u>それぞれの国の文化的背景・社会環境等の違いを十分考慮すべきであり、日本社会にふさわしい先進的な結論をとりまとめるよう要望。</u>（日本放送協会） 本中間論点整理に加えて、①周波数再編アクションプランの中で、<u>将来オークションの対象とする周波数帯を示していただくこと</u>、②オークション制度が導入された場合には、<u>国民利益の向上や、電波の有効利用の推進の効果について検証を行い、制度改善に向けた議論の場を設けること</u>を希望。（KDDI(株)）

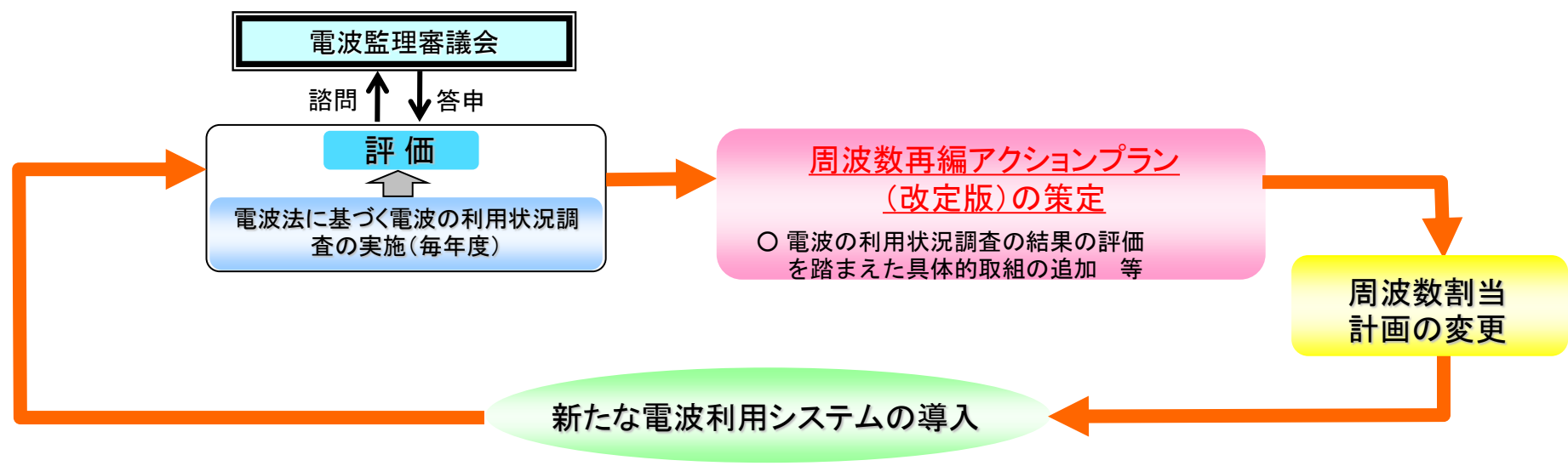
「周波数再編アクションプラン」(平成23年9月改定版)について

概要

電波の利用状況調査の結果や周波数の利用ニーズ、無線通信技術の動向等を踏まえ、「周波数再編アクションプラン」を改定するもの。周波数の再編を円滑かつ着実に実施するため、利用状況調査の結果等を踏まえて、見直しを行っている。

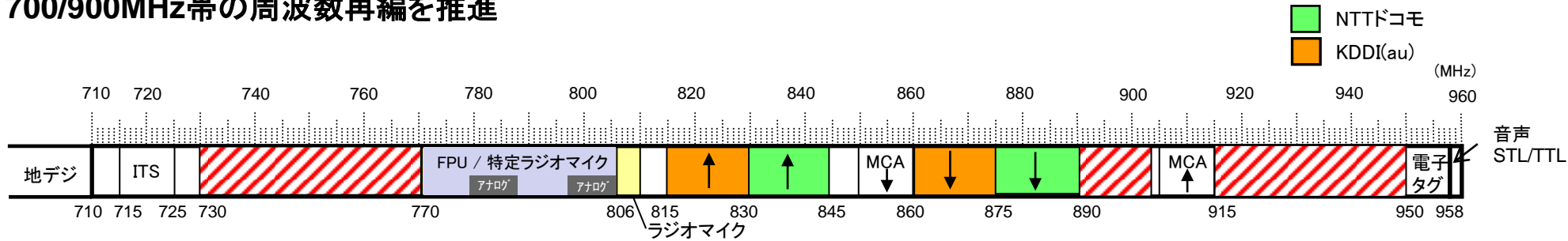
改定のポイント

利用状況調査の結果等を踏まえ、これらを周波数再編の取組方針に反映するとともに、「ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数ワーキンググループ」によるとりまとめ(平成22年11月)を踏まえ、700MHz/900MHz帯の周波数再編の取組を記載。



周波数再編アクションプラン平成23年度改定版 主なポイント

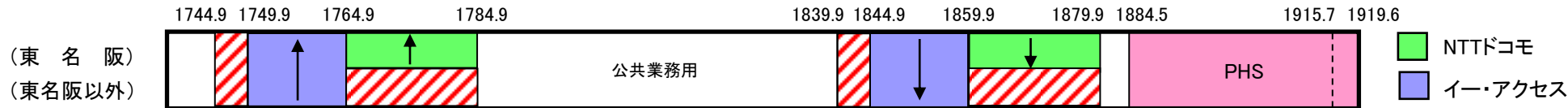
1. 700/900MHz帯の周波数再編を推進



700MHz帯携帯無線通信システム (710～806MHz)	・携帯無線通信システムの技術的検討を進めるとともに、携帯無線通信システムの導入に当たっては、平成23年5月26日に成立した電波法の一部を改正する法律(平成23年法律第60号)に基づき、迅速かつ円滑な周波数移行を進める。
800MHz帯FPU (770～806MHz)	・800MHz帯FPUの移行先の周波数帯候補を1.2GHz帯又は2.3GHz帯として、周波数移行に関する技術的検討を進めるなど周波数移行に向けた検討・作業を実施する。
特定ラジオマイク (770～806MHz)	・特定ラジオマイクの移行先の周波数帯候補を、地上テレビジョン放送用周波数帯のホワイトスペース又は1.2GHz帯として、周波数移行に関する技術的検討を進めるなど周波数移行に向けた検討・作業を実施する。
ITS (710～770MHzの周波数帯のうち10MHz幅)	・交差点等における交通事故を削減するための安全運転支援システムの実現に向け、車載器同士や車載器と路側機間で自車の位置や速度情報等を送受信する車車間通信・路車間通信の導入に必要な技術基準を平成23年度中に策定する。
900MHz帯携帯無線通信システム (900～960MHz)	・平成24年7月25日から携帯無線通信システムを導入できるよう平成23年中に制度整備を行う。なお、携帯無線通信システムの導入に当たっては、平成23年5月26日に成立した電波法の一部を改正する法律(平成23年法律第60号)に基づき、迅速かつ円滑な周波数移行を進める。
800MHz帯MCA陸上移動通信 (850～860MHz及び905～915MHz)	・MCA陸上移動通信システムの移動局側周波数の移行(905～915MHzから930～940MHz)を平成24年7月25日から開始できるよう、平成23年中に当該周波数帯における技術基準及び具体的な移行計画の策定や移行作業体制の構築など環境整備を行う。また、最終移行期限については、平成30年3月31日までとする。
パーソナル無線 (903～905MHz)	・平成24年から当該周波数帯に携帯無線通信システムを導入する予定であること、また、パーソナル無線(900MHz帯簡易無線局)の無線局数は減少しつつあり、代替システムとなる400MHz帯に登録局によるデジタル簡易無線局が制度整備されたことを踏まえ、パーソナル無線の最終使用期限を平成27年11月30日とする。
950MHz帯電子タグシステム (950～958MHz)	・920MHz帯(915～928MHz)への周波数移行(スマートメーター等のセンサーネットワークシステムの需要を踏まえて5MHz幅程度の周波数拡大を実現する。)を図る。このため、平成24年7月25日から周波数移行を開始できるよう、平成23年中に当該周波数帯における技術基準及び具体的な移行計画の策定や移行作業体制の構築など環境整備を実施する。また、最終移行期限については、平成30年3月31日までとする。
950MHz帯音声STL/TTL (958～960MHz)	・900MHz帯携帯無線通信システムの本格的な導入が行われることを踏まえ、また、現行の利用状況や無線局の免許の有効期限を考慮し、平成27年11月30日までに、Mバンド(6570～6870MHz)又はNバンド(7425～7750MHz)の周波数に移行する。ただし、Mバンド又はNバンドへの移行が困難な場合は、60MHz帯及び160MHz帯へ周波数の移行を図る。

2. 割当て周波数・使用地域の拡大を推進

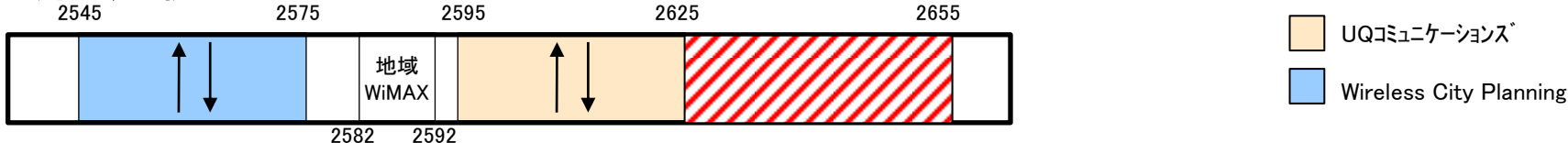
(1) 1.7GHz帯携帯無線通信の周波数・使用地域の拡大



1.7GHz帯携帯無線通信システム

・周波数需要に対応するため、平成24年中に10MHz幅(1744.9~1749.9MHz/1839.9~1844.9MHz)を確保できるよう調整を進める。また、現在、東名阪地域に限定されている周波数帯域(1764.9~1784.9MHz/1859.9~1879.9MHz)について、使用可能地域の拡大について検討する。

(2) BWAの高度化・周波数の拡大



広帯域移動無線アクセスシステム(BWA)

・BWAの更なる高度化及び周波数の拡大(2625~2655MHz)のための技術基準を平成24年中に策定する。

3. 新たな周波数の活用を促進

ミリ波帯列車、航空用無線システム

列車、航空用無線の高度化、ブロードバンド化のための周波数帯としては、研究開発や利用動向を踏まえつつ40GHz帯を候補として技術的検討を進めており、その検討結果を踏まえ、平成25年度中に技術基準を策定する。

80GHz帯高速無線伝送システム

80GHz帯の電波を利用し、特定の地点間においてギガビット級の伝送が可能で、光ケーブルの補間としての利用や圧縮を行わない高精細映像の伝送が可能な高速無線伝送システムについて、平成23年度中に制度整備を行う。

120GHz帯超高精細映像伝送システム

平成22年度に実施された次世代放送システムのための周波数共用技術等に関する検討等の結果を踏まえ、120GHz帯を利用した超高精細映像を伝送可能なシステムの導入のため平成24年中に技術基準の策定などの制度整備を行う。

ホワイトスペースの活用

- ・地上テレビジョン放送用周波数帯のホワイトスペースを利用したエリアワンセグ放送システムの実現に向け、平成23年度中に環境整備を行う。
- ・200MHz帯(170~202.5MHz)においては、公共ブロードバンド移動通信システムの運用を確保しつつ、そのホワイトスペースに他のシステムを導入することで平常時における多様な利用を促進し、周波数利用効率を高めるため、技術的検討を進める。
- ・UHF帯(地上テレビジョン放送用周波数帯)のホワイトスペースにおいて、高度化したエリアワンセグシステム及びセンサーネットワークの実用化が可能となるよう、必要な無線設備の技術的条件や既存無線局との周波数共用条件等を検討する。